

事例番号:300022

## 原因分析報告書要約版

産科医療補償制度  
原因分析委員会第六部会

### 1. 事例の概要

#### 1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

#### 2) 今回の妊娠経過

妊娠 4 週、27 週、34 週 膣分泌物培養検査で B 群溶血性連鎖球菌 (GBS) 陰性

#### 3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 39 週 5 日

11:05 陣痛発来のため入院

#### 4) 分娩経過

妊娠 39 週 5 日

14:40 微弱陣痛にてオキシトシン注射液による陣痛促進開始

19:57 経膣分娩

#### 5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:39 週 5 日

(2) 出生時体重: 2650g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.180、PCO<sub>2</sub> 27.2mmHg、PO<sub>2</sub> 39mmHg、HCO<sub>3</sub><sup>-</sup> 10.2mmol/L、  
BE -18mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 9 点、生後 5 分 9 点

(5) 新生児蘇生:実施せず

(6) 診断等:

生後 2 日 発熱、頻脈、経皮的動脈血酸素飽和度低下、痙攣出現  
細菌培養検査(髄液、静脈血、鼻腔、耳漏)で GBS 陽性  
髄液検査で多形核増多、糖低下を認める

## 細菌性髄膜炎 (GBS 起因) の診断

### (7) 頭部画像所見:

生後 6 日 頭部 CT で GBS 髄膜炎を呈した画像所見 (著明な脳浮腫、大泉門の強い膨隆) を認める

## 6) 診療体制等に関する情報

### (1) 施設区分: 病院

### (2) 関わった医療スタッフの数

医師: 産科医 3 名、小児科医 1 名

看護スタッフ: 助産師 1 名、看護師 2 名、准看護師 1 名

## 2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は、GBS 感染症により、髄膜炎となったことであると考ええる。

(2) GBS の感染時期および感染経路は、分娩時の垂直感染 (子宮内感染または産道感染) の可能性が高いと考える。

## 3. 臨床経過に関する医学的評価

### 1) 妊娠経過

妊娠 34 週に膣分泌物培養検査を実施したことは基準内である。その他の妊娠管理は一般的である。

### 2) 分娩経過

(1) 受診から入院後の対応 (パティルイン測定、内診、膣鏡診、分娩監視装置装着、経過観察) は一般的である。

(2) 微弱陣痛にてオキシシ注射液による陣痛促進を開始したこと、文書により同意を得たことおよび開始時投与量 (オキシシ注射液 5 単位 1 アンブルを 5%ブドウ糖注射液 500mL に溶解し 10mL/時間で投与開始) は一般的であるが、15 時 30 分から 17 時までの増量方法 (15-25 分で 10mL/時間を増量) は基準から逸脱している。

(3) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

### 3) 新生児経過

- (1) 出生から生後 1 日までの新生児管理は一般的である。
- (2) 生後 2 日、体温(肛門)38.4℃、心拍数 170-200 回/分、呼吸数 70 回/分、左手足痙攣様の動きを認める状況で、痙攣様発作が止まった後に医師へ連絡したことは一般的ではない。
- (3) 発熱、頻脈、多呼吸、経皮的動脈血酸素飽和度低下、痙攣を認め高次医療機関 NICU へ新生児搬送したことは一般的である。

#### 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

##### 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) オキシシド注射液を投与する際の増量間隔について、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」に則して行うことが望まれる。
- (2) 新生児にバタイルサインの異常や痙攣様発作が認められる場合の対応についての検討が望まれる。
- (3) GBS 検査検体採取は、「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2017」に即して実施することが望まれる。

【解説】当該事例発生時点では、妊娠 34 週に GBS 培養検査を実施したことは基準内であるが、2017 年の産婦人科診療ガイドラインの改訂により、妊娠 35 から 37 週に GBS 培養検査を行うことが推奨される内容となった。

- (4) オスバン消毒液による腔洗浄は、0.02-0.05%溶液を用いて行うことが望まれる。

【解説】当該分娩機関では、0.1%オスバン消毒液を用いて腔洗浄が行われたと記録されているが、0.1%は器械洗浄の濃度であるので、使用法の指示を守って行うことが重要である。また、希釈しているのであれば実際に使用している濃度を記載することが重要である。

##### 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

##### 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

###### (1) 学会・職能団体に対して

- ア. 新生児 GBS 感染症の発生機序の解明、予防方法、早期診断に関する研究

を推進することが望まれる。

- イ. 妊娠中の GBS の確実なスクリーニング方法の開発、導入などについて検討することが望まれる。併せて培養検査偽陰性の原因を医学的に解明することが望まれる。

**(2) 国・地方自治体に対して**

なし。